

【行財政】

1. ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の確保に向けた取り組み

働く環境を著しく阻害し、生産性を低下させるカスタマーハラスメントを防止し、働く人を守りながら消費者にも優しい社会をつくる取り組み。また、取引に占める公共調達的位置と役割を再認識し、コストの価格転嫁に対応する公共調達のあり方を求める取り組み。

重点項目 25 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、神奈川労働局〕

消費者による不当な要求、悪質なクレームや暴力などのカスタマーハラスメントは、小売り・サービスの現場にとどまらず、輸送・運輸、医療・介護・子育て支援さらには公務の職場においても増加しており、働く環境を著しく阻害している。

カスタマーハラスメントへの対応について、政労使での意見交換の機会を確保するとともに、その内容を広く公表し、倫理的な消費者行動を促進するための施策を推進すること。

重点項目 26 〈継続〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

公共調達における公正労働の確保は、地域で働く者の適正な労働条件の確保などディーセント・ワークの実現を促すとともに、その大部分を受注する地元の中小企業における適正な価格転嫁のための環境整備を促進するために重要な取り組みである。

公共調達における予定価格の積算に、適正な人件費および材料費価格が反映されるためにも公契約（公共調達）の管理運営における審議会等、第三者の目による評価検証制度を含む公契約条例の制定に向け取り組むこと。すでに条例が施行されている自治体においては、その効果を検証し公表すること。

一般項目

- 買い物自体に不自由を感じる（高齢、様々な障がい、小さな子ども連れ等）利用者の事情をある程度考慮し、「ハラスメント・ハラスメント」とならないカスタマーハラスメント対策を実施すること。
- 自治体が発注・契約する事業において、受託事業者から価格交渉の申出があった場合には積極的に応じるとともに、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を考慮した上で、十分な協議に基づく価格決定を行うこと。
- 制度開始から 20 年が経過している指定管理者制度について、管理者の指定、更新にあたって対象となる施設の目的等を十分に果たせるよう、モニタリングガイドラインやマニュアルを整備するなど、運用の改善を行うこと。
- 指定管理者制度においては、2024（令和 6）年 4 月 1 日に総務省が発出した「指定管理者

制度等の運用の留意事項について」に基づき、必要な経費積算および契約変更の実施など適正な対策を講じること。

2. 市民・県民に開かれた議会、投票率向上を求める取り組み

有権者の投票意欲を喚起する仕組みづくり、および若者の投票率向上に向けた啓発を求める取り組み。

重点項目 27 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

政治意識の醸成に向け主権者教育を充実すること。具体的には地方議会および地方議員の役割や生活とのかかわりについての学習を、学校教育の間だけでなく社会に出た後にもなしうる機会の整備と充実をはかること。

また、投票機会の確保をはかるため、期日前投票時間の弾力的な運用、共通投票所の開設等「行きやすい投票所」の拡大に取り組むこと。また、交通不便地については移動投票所の運用を検討すること。

一般項目

- 選挙活動におけるSNS利用やテレビCM等について、若者に届くよう一層の規制緩和を進めること。また、抜本的対応のための法改正を国に働きかけること。
- 不在者投票は、往復ともに郵便を用いて投票用紙の請求・送付を行うことから一定の時間を要し、投票所に足を運ぶのが難しい有権者にとって、有効な投票ができる手法になっていない現状がある。高齢者・障がい者・傷病者・妊婦・居住地外で修学する者・海外赴任者など、すべての人が選挙権を行使できる投票方法となるよう国に対して法改正を含む改善を働きかけること。

3. 地方自治を維持し住民の暮らしに寄り添う施策展開を求める取り組み

地方公共団体が、その本旨に則って住民の暮らしに寄り添う施策展開ができるよう、国に働きかけることを求める取り組み。

重点項目 28 〈新規〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

地方自治体における施策推進にあたり、住民生活の根底を支える基礎的需要への対応について、自治体の財政力による住民サービス格差を生じさせないためにも、地方の行政需要と財政力に応じて、国として責任ある財政出動を行うよう要請すること。